

☆以下は死後事務委任契約書面作成のための資料となります。

- ① 死亡時の手続き
  - ・ 死亡当日の緊急対応
  - ・ 入院費の精算
  - ・ 遺体搬送
  - ・ 死亡診断書の受領と死亡届出と除籍謄本の受領
  - ・ 火葬許可申請
  - ・ 勤務先への連絡と退職手続
  - ・ 親戚や知人、関係者等への死亡の連絡
  - ・ 火葬許可、埋葬許可の申請
  - ・ 事業者の場合の廃業届提出手続き
- ② 通夜、告別式に関する事務
- ③ 葬儀や永代供養
  - ・ 帰依している宗教や菩提寺の有無
  - ・ 死亡通知と葬儀のご案内（リスト）
  - ・ 遺骨の埋蔵、収蔵と散骨
- ④ 財産管理人や後見人がいる場合の連絡と引継ぎ
- ⑤ 相続財産管理人の選任申立手続
  - ・ 相続財産管理口座の開設
- ⑥ 所得税の準確定申告
- ⑦ 各種保険契約の解約
  - ・ 健康保険、介護保険、障害者手帳
  - ・ 生命保険、医療保険、損害保険
  - ・ 公的年金の受給停止手続き
- ⑧ 自宅の明渡し
  - ・ 大家、不動産管理会社への通知と解約
  - ・ 明渡しと鍵返却
  - ・ 郵便物の転送指定

- ⑨ 遺品整理（リスト）
  - ・ 特定の人に形見分けをする
  - ・ 仏壇など祭具はお焚き上げなどの処分方法の希望がある
  - ・ 特にプライバシーに配慮して処理してほしい物品がある
  - ・ ペットがいる場合の引取り先の手配
  
- ⑩ 老人ホームの施設利用料等の精算手続に関する事務手続
  - ・ 老人ホーム等の施設
  
- ⑪ 公共サービスやクレジットカードなどの利用や契約状況について
  - ・ 電気、ガス、水道などの公共サービス
  - ・ 電話、インターネットなど通信サービス
  - ・ 新聞雑誌等の定期購読契約
  - ・ クレジットカード
  - ・ 所属する会の会費 退会
  
- ⑫ 納税
  - ・ 固定資産税、住民税
  
- ⑬ PC 携帯電話、ホームページ、SNS などサービスの利用状況とデータの取り扱い

## 死後事務委任契約の費用内訳例

### 1. 役所への死亡届の提出、戸籍関係の諸手続き

市区町村役場に死亡届を提出し、埋火葬許可証を受領します。  
また、運転免許証等の資格証明書の返納手続きをおこないます。  
30,000 円

### 2. 健康保険、公的年金等の資格抹消手続き

国民健康保険や介護保険などの資格抹消手続きおよび、  
国民年金や厚生年金などの資格抹消手続きをおこないます。  
※お仕事をされていない方または自営業の方のみ  
50,000 円

### 3. 勤務先の退職手続き

勤務先の企業や機関の退職手続きや未払い賃金の受領、  
健康保険や厚生年金などの資格抹消手続き、  
所得税の年末調整手続きをおこないます。  
80,000 円

### 4. 病院・医療施設の退院・退所手続き

担当医から死亡届提出のために必要な死亡診断書を受領します。  
病室の整理や入院・入居費の精算などの諸手続きをおこないます。  
50,000 円

### 5. 葬儀・火葬に関する手続き

生前にご希望のあった方法で葬儀および火葬をおこないます。  
会葬者や関係者への連絡、葬儀の主宰(喪主)を務めます。  
50,000～200,000 円 (葬儀の規模によります)

## 6. 埋葬・散骨に関する手続き

生前にご希望のあった墓地・納骨堂への埋葬、  
またはご指定の海への散骨をおこないます。  
50,000 円（国内の場合）

## 7. 住居引渡しまでの管理

大家さんや管理人、不動産会社と連絡を取り、  
住居の引渡し当日までの管理をおこないます。  
50,000 円

## 8. 住居内の遺品整理

清掃業者に依頼して、住居内の遺品の完全撤去をおこないます。  
形見分けのご希望があれば、ご指定の方へ引渡しをおこないます。  
30,000 円（遺品整理業者の作業実費は別途）

## 9. 公共サービス等の解約・精算手続き

電気・ガス・水道のほか、電話や新聞、  
インターネットプロバイダ等の解約および利用料金の精算  
などの諸手続きをおこないます。  
10,000 円（1 契約ごとに）

## 10. 住民税や固定資産税の納税手続き

死亡年度分の住民税および固定資産税の納税通知書を  
市区町村から受領し、納税手続きをおこないます。  
25,000 円（1 件ごとに）

## 11. SNS・メールアカウントの削除

SNS やメールアカウント削除、フォロワーやお友達への死亡通知  
10,000 円（1 アカウントごとに）  
（死亡通知は 1 投稿 3,000 円）

## 12. 関係者への死亡通知

ご友人ほか関係者へ死亡通知をおこないます。(会葬案内を除く)  
連絡方法は、面談、電話、手紙などの方法をお選びいただけます。  
5,000 円 (1 件ごとに)

## 死後事務委任契約ご利用の流れ

死後事務委任契約をご利用いただくには、以下の手順（1～9）となります。

### 1. 初回相談 ご相談は無料です。

ご自身、ご家族の死後の事務処理について不安・疑問に思っていることや、「自分が亡くなったらこうしてほしい」といったご希望をおうかがいします。不安の解消や、ご希望の実現のために必要な手続きについてアドバイスいたします。

当事務所からは、家族関係や資産状況、生活環境、健康状態など、契約書作成手続きに必要な情報をお伺いします。

### 2. 業務依頼契約の締結

私どもと死後事務委任契約を結ぶことを決めていただいた場合には、まず、「業務依頼契約」を交わします。

業務依頼契約は、

- ①契約書及び遺言書の書類作成
- ②死後の諸経費の試算
- ③資料収集及び現地調査

などの作業を当事務所に依頼する契約です。

この業務依頼契約の報酬は10万円です。

また任意後見契約も結ぶ場合には2万円の加算となります。

ご契約時に着手金として5万円をお支払いいただきます

### 3. 諸経費と報酬のお見積り

葬儀・埋葬費用や遺品整理費用、家賃や公共料金の支払いなど、ご相談時にお伺いした情報をもとに、死後の処理に必要な諸経費及び報酬の見積もりをおこないます。

※ ご契約後に経済状況の著しい変化があった場合、ご相談のうえ、

諸経費および報酬の再見積り、改定をさせていただく場合があります。

#### 4. 契約書案・遺言書案の作成

ご相談時にお伺いしたご希望の内容に基づいて、  
死後にどのような手続き・処理をおこなうのかを記載した契約書案を作成します。  
また、遺産の処理に関するご希望は、遺言書案として別書面にまとめます。

#### 5. 文面確認のためのお打合せ

ご相談時にお伺いしたご希望の内容に基づいて、  
死後にどのような手続き・処理をおこなうのかを記載した契約書案を作成します。  
また、遺産の処理に関するご希望は、遺言書案として別書面にまとめます。

#### 6. 執行費用の確保

死後事務を執行するにかかる費用総額は200万円前後が目安となるでしょう。  
ここで「執行費用」とは、  
死後事務の遂行に必要な諸経費(葬儀代等の実費部分)と、  
当事務所の報酬額を合わせた費用がその内訳となります。  
執行費用は、死後事務委任契約の成立時点で満額の支払いが保証されている必要  
があります。

死後事務の遂行に必要な実費部分 + 当事務所の報酬額 = 執行費用

[執行費用確保の方法]

- ① 生命保険契約を締結し、死亡保険金を執行費用に充てる
  - ② お客様名義の執行費用管理専用口座を開設し、執行費用を預入れる
- いずれの方法も、遺言書を利用して、  
お客様の死亡後に当方が保険金または預金を受領し、  
執行費用を確保できるようにします。  
なお、トラブル防止のため、生前の費用お預りはいたしません。

※ 利用可能な生命保険契約は、お客様が契約者かつ被保険者の終身保険に限られます。

※ お客様死亡時に、保険契約の解約・失効、預金残高不足等が原因で執行費用が確保  
できない場合、死後事務委任契約は自動的に解除されます。

## 7. 公正証書の作成（契約成立）

私どもと共に公証役場に出向き、

公正証書(公文書)の形式で、死後事務委任契約の契約書と遺言書を作成すると本契約が成立します。

書類完成後、公証役場に書類作成手数料(10～15万円程度)を現金でお支払いいただきます。

また、当方の報酬の残金5万円をお支払いいただきます。

※ 公証役場に支払う手数料は、遺産総額、遺産分割の方法等によって変動します。

※契約成立までにお支払いいただく費用の総額は20～25万円程度です

## 8. 定期的な連絡・面談

契約の締結後は、定期的な連絡や面談を通じて安否確認をおこない、

緊急時に素早く対応ができるように備えます。

また、体調が悪化してさまざまな手続きをおひとりでおこなうことが難しくなった場合は、

病院への付き添いや入院時の手続きなどのサポートをおこないます。

## 9. 死後事務の執行（契約の実行）

お客様死亡後に、契約に基づいて、葬儀・火葬の施行などの手続きをおこないます。

また、遺言書に基づいて、ご指定の個人・団体へ遺産の引渡しをおこないます。

手続きが全て完了したら、執行費用の中から報酬を受領します。

手続きの内容や費用・報酬などの詳細については、予備の受任者が業務監督人としてチェックします。

全ての手続きが完了するまでの期間は、概ね6か月程度です。